

## みんなの家なかんじょ 運営規程

〔共用型指定認知症対応型通所介護・共用型指定介護予防認知症対応型通所介護〕

### （目的）

第1条 この規程は、社会医療法人輝城会が設置運営する「みんなの家なかんじょ」（以下「事業所」という。）が行う共用型指定認知症対応型通所介護及び共用型指定介護予防認知症対応型通所介護（以下「共用型指定認知症対応型通所介護等」という。）の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所において事業の提供に当たる者（以下「従業者」という。）が、認知症の症状を伴う要介護又は要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な共用型指定認知症対応型通所介護等を提供することを目的とする。

### （運営の方針）

第2条 事業所の従業者は、利用者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 共用型指定認知症対応型通所介護等の提供にあたっては、関係市町村、指定居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、地域の保健医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### （事業所の名称）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 名称 みんなの家なかんじょ
- 所在地 群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町967番地

### （従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 管理者 1名  
従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている共用型指定認知症対応型通所介護等の実施に関し、従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。
- 介護従業者 利用者3名に対して介護従業者が1名以上  
入浴、排泄、食事の介護等、日常生活に必要な支援及び介護を行う。

### （営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- 営業日 月曜日から日曜日までとする。
- 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

三 サービス提供時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

（利用定員）

第6条 利用定員は、一の共同生活住居につき3名とする。

（共用型認知症対応型通所介護等の内容）

第7条 共用型指定認知症対応型通所介護の内容は次のとおりとする。

- 一 生活指導（相談・援助等）
- 二 機能訓練（日常生活動作訓練）
- 三 介護サービス
- 四 介護方法の指導
- 五 健康状態の確認
- 六 送迎
- 七 食事の提供
- 八 入浴サービス
- 九 その他利用者に対する便宜の提供

（利用料等）

第8条 共用型指定認知症対応型通所介護等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該共用型指定認知症対応型通所介護等が法定代理受領サービスであるときは、法に定める利用者負担割合の額とする。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。

- 一 次条に規定する通常の事業の実施地域を越えて行う送迎の費用として、通常の営業範囲を越えた地点より片道1キロメートルごとに50円
- 二 食材費として、朝食350円、昼食450円、夕食400円
- 三 その他共用型指定認知症対応型通所介護等において提供される便宜のうち、日常生活においても必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に説明した上で、支払に対する同意を得るものとする。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、中之条町、東吾妻町、高山村の地区とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第10条 利用者は、共用型指定認知症対応型通所介護等の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 一 健康状態に異常がある場合には、その旨を申し出ること
- 二 事業所の設備・備品を利用する際には、従業者が指示する事項を遵守し、事故防止に協力すること

- 三 喧嘩、口論等他の利用者に迷惑をかけないこと
- 四 第12条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること

（緊急時における対応方法）

- 第11条 従業者は、共用型指定認知症対応型通所介護等の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。
- 2 利用者に対する共用型指定認知症対応型通所介護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
  - 3 利用者に対する共用型指定認知症対応型通所介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

- 第12条 従業者は、常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。
- 2 管理者は、防火管理者を選任する。
  - 3 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備を点検するものとする。
  - 4 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、事業所はこの計画に基づき、毎年2回以上、避難及び救出その他必要な訓練を行う。

（虐待防止に関する事項）

- 第13条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講ずるものとする。
- 一 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
  - 二 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
  - 三 その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束等の原則禁止）

- 第14条 事業所は、共用型指定認知症対応型通所介護等の提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。
- なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由等を記録することとする。

（衛生管理等）

- 第15条 利用者が使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（苦情処理）

第16条 共用型指定認知症対応型通所介護等に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- 3 事業所は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえてサービスの質の向上に向けた取り組みを行うものとする。

（個人情報保護）

第17条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。
- 3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約に含めるものとする。

（業務継続計画の策定等）

第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（事業所の利用にあたっての留意事項）

第19条 利用者は、次の各号に掲げる事項を守り、利用者相互の親睦と融和に努めなければならない。

- 一 けんか、口論又は暴力行為等、他の者の迷惑になることをしないこと
- 二 他の利用者を排撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと
- 三 事業所内の秩序、風紀を守り、安全衛生に努めること
- 四 火気の取扱いには十分注意するとともに、持ち込みを制限若しくは禁止されている物品を持ち込まないこと

- 五 故意に建物・備品その他の器具を破損し、又はこれらを管理者の承認なしに持ち出さないこと
- 2 利用者が外出しようとするときは、あらかじめ外出先、用件、帰着時間等を事業所の管理者に届け出て、その承認を得るものとする。
- 3 利用者は、自ら健康の保持に留意するとともに、身体機能の低下を防止するよう努めるものとする。また、そのために提供されるサービスを正当な理由なくして拒否してはならない。

（その他運営についての留意事項）

第20条 事業所は、全ての認知症対応型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後3ヶ月以内
  - 二 継続研修 随時
- 2 事業所は、適切な共用型指定認知症対応型通所介護等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。また、従業者からの相談に対応する担当者をあらかじめ定め、相談に対応するための窓口を設置し従業者に広く周知するものとする。
  - 3 事業所は、共用型指定認知症対応型通所介護等に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
  - 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。
- この規程は、令和 元年10月 1日から施行する。
- この規程は、令和 4年10月 1日から施行する。
- この規程は、令和 6年 9月 1日から施行する。